

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和4年8月9日(2022.8.9)

【公開番号】特開2022-75875(P2022-75875A)

【公開日】令和4年5月18日(2022.5.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-087

【出願番号】特願2022-45650(P2022-45650)

【国際特許分類】

G 02 F 1/167(2019.01)

10

G 02 F 1/16757(2019.01)

G 02 F 1/1681(2019.01)

【F I】

G 02 F 1/167

G 02 F 1/16757

G 02 F 1/1681

【手続補正書】

【提出日】令和4年7月28日(2022.7.28)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気光学積層物であって、

バインダを備えている連続相および電気光学材料を備えている不連続相を含む電気光学媒質であって、ここで、前記バインダは25 MPa未満のヤング率を有するエラストマを備えている、電気光学媒質；

30

カラーフィルタアレイ；

光透過性基板；および

前記電気光学媒質と前記基板との間に配置された光透過性電極を備える、

電気光学積層物。

【請求項2】

前記電気光学材料は、複数の荷電粒子を備え、前記複数の荷電粒子は、懸濁流体内に分散させておりそして前記懸濁流体への電場の印加時、前記懸濁流体を通って移動可能である、請求項1に記載の電気光学積層物。

40

【請求項3】

前記電気光学媒質は、カプセル内にカプセル化されている、請求項2に記載の電気光学積層物。

【請求項4】

前記バインダは、少なくとも2つのエラストマの混合物を備えている、請求項1に記載の電気光学積層物。

【請求項5】

前記バインダは、少なくとも1つのエラストマを備え、前記少なくとも1つのエラストマは、合成ゴムおよび天然ゴム、ポリブタジエン、ポリイソブレン、スチレン-ブタジエン-スチレンブロックコポリマー、スチレン-イソブレン-スチレン、スチレン-イソブレン/ブタジエン-スチレンブロックコポリマー、スチレン-エチレン/ブチレン-スチレン

50

プロックコポリマ、スチレン - エチレン / プロピレンプロックコポリマ、スチレン - エチレン / プロピレン - スチレンプロックコポリマ、イソプレン - ブタジエンプロックコポリマ、ブタジエン - イソプレン - スチレンプロックコポリマ、スチレン - イソブチレン - スチレンプロックコポリマ、ブチルゴム、エチレン - プロピレン - ジエンモノマゴム、ポリウレタンエラストマ、ポリクロロブレンゴム、アクリロニトリルブタジエンゴム、水素化アクリロニトリルブタジエンゴム、アルキル化クロロスルホン化ポリエチレン、エピクロロヒドリン、エチレンアルファオレフィンエラストマ、シリコーンゴム、シリコーンプロックコポリマ、アクリルポリマ、およびそれらの組み合わせから成る群から選択される、請求項 1 に記載の電気光学積層物。

【請求項 6】

10

前記バインダが架橋されている、請求項 1 に記載の電気光学積層物。

【請求項 7】

前記バインダがさらに、架橋可能な非エラストマポリマを含む、請求項 6 に記載の電気光学積層物。

【請求項 8】

前記バインダは、前記電気光学媒質の重量で少なくとも約 20 パーセント～約 50 パーセントを備えている、請求項 1 に記載の電気光学積層物。

【請求項 9】

20

請求項 1 に記載の電気光学積層物であって、さらに、離型シートを備え、ここで、前記電気光学媒質が、前記離型シートと前記光透過性電極との間に配置されている、電気光学積層物。

30

40

50